

# 令和5年度学校いじめ防止基本方針

長崎県立大村特別支援学校

## 1 基本方針

校訓		
希望	自律	信愛
<b>教育目標</b>		
児童生徒の心身の発達段階や病気・障害の状態及び特性等に応じた教育を行うことにより、心身の健康回復を図るとともに生きる力（「病気や障害を受け入れ改善・克服する力」「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」）を身に付け、自立し社会参加できる、たくましい児童生徒を育成する。		
<b>めざす姿</b> 「共に学び共に助け合う大村特支」		
児童生徒	学校	教職員
○学ぶことに興味・関心・意欲をもつ児童生徒 ○他者の意見を聞き、多様な考え方を受け入れる 児童生徒 ○自分らしさや長所を大切にし、意見や気持ちを伝える 児童生徒 ○夢や目標をもち、課題や困難を克服し 最後までやりぬく児童生徒	○安全で安心して学べる学校 ○一人一人の能力を最大限に伸ばし、生きる力を育む学校 ○家庭、医療、福祉との連携を深め、地域に開かれた学校	○児童生徒に寄り添い、共に学び歩んでいく教職員 ○より良い授業を実践するための研修に励み、児童生徒の可能性を伸ばす教職員 ○使命感や人権意識をもち、家庭や地域に信頼される教職員

本校は病弱・虚弱特別支援学校であり、児童生徒の在籍理由については、従来は小児喘息等の疾患が主であったものが、今では、精神及び行動等の疾患が多くを占めるようになってきている。このような児童生徒の実態を考慮したうえで指導にあたることを、いじめ防止の基本方針としている。

## 2 いじめ対策委員会

いじめの防止、発見、発覚した場合の対処を、組織的かつ実効的に行うために、「いじめ対策委員会」を設置している。また、必要に応じて校外の関係者に参加していただき、意見を聞くこととしている。

構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、部主事、生活指導主任、生徒指導主事、養護教諭、該当担任

（コーディネーター、寮務主任、寄宿舎指導員代表、外部委員）

※その他、必要に応じて、スクールカウンセラー、医師、警察官経験者等、校外の関係者に参加を依頼する。

## 3 育友会及び関係機関との連携

育友会との連携としては、保護者に対して「いじめに関するアンケート」を学期に1回実施することにより、いじめの早期発見、早期解消に努める。併せて必要に応じて研修会を実施し、いじめに関する理解、啓発とともに共通理解に努める。また、関係機関との連携としては、本校が病弱・虚弱特別支援学校で、疾患のある児童生徒が在籍しているという事実に着目し、いじめに対する対処においては、主治医やスクールカウンセラーの意見を聞く場合もある。

## 4 いじめの防止

### (1)教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用したいじめに関する研修を隔年1回実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

### (2)人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

### (3)道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳教育を実践する。

#### (4)学校基本方針の周知

年度始めの保護者懇談会において、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者の理解を得る。また、基本方針をホームページに載せ、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

#### (5)学校基本方針による取組の評価

学校基本方針に基づいた取組状況について、校内アンケートを実施し、毎年度末に教職員が自己評価する。その結果を次年度の取組に反映させつつ、職員のいじめに対する問題意識を持続させる。

### 5 いじめの早期発見

#### (1)教職員による観察や情報交換

日々の学校生活において、児童生徒の様子観察を心掛け、気になる様子については、職員間で情報交換を密にする。

#### (2)保護者との情報交換

連絡帳等を通して日々の様子を保護者に伝えつつ、家庭での様子についても情報を得るように努める。

#### (3)保護者に対するアンケート調査

学期に1回、「SNSトラブルやいじめに関するアンケート」を保護者に実施し、児童生徒の家庭での生活の様子や地域での交友関係等、幅広い情報を得る。

#### (4)児童生徒に対する面談の実施

毎月アンケートによる実態調査及び、学期に1回、児童生徒との個人面談を実施し、友人関係や学校生活における様々な面にわたって聞き取り記録を取って、児童生徒の実態把握に努める。

※児童生徒の実態によって面談の回数を増やす。

#### (5)相談機関等の周知

学校以外の相談窓口に関する情報を児童生徒、保護者へ周知するために、年度始めにプリントを配布する。

### 6 いじめに対する措置

#### (1)いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えて、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつようとする。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。

#### (2)組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

#### (3)いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

いじめを受けている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、いじめから守り通すための支援を行う。併せて保護者へも確実な情報を伝え、今後の支援について保護者の意見も聞き、情報を共有する。場合によっては、心理、医療、福祉関係等の外部専門家の意見も聞く。

#### (4)いじめた児童生徒及びその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。特別な指導計画による指導(出席停止を含む)の他、警察等との連携による措置も含めた毅然とした対応を行うが、その際、心理的孤立感・疎外感を与えない等の教育的配慮をする。

また、保護者へ確実な情報を迅速に伝え、指導に対する理解及び協力を得るようにする。

#### (5)いじめの事実調査

他の生徒にもアンケート調査を実施し、その結果を基に聞き取り調査を行う。

#### (6)集団への働き掛け

児童生徒全員を集めての集会を開き、いじめが許されない行為であること、いじめを発見したらそれを抑止するか、それができない場合は誰かに相談してほしいこと等を訴える。

#### (7)継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払っていく。いじめられた生徒に対しては、学期に1回の個人面談を待たず、より多くの頻度での個人面談を実施する。あわせて、いじめた生徒に対しても、同様の頻度で面談を実施する。

#### (8)インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込みが発覚した場合には、直ぐに削除する措置をし、保護者へもその旨連絡する。